

特定創業支援等事業を受けた方への優遇措置

本市が交付する特定創業支援等事業を受けたことの証明書によって、以下の優遇措置を受けることができます。

1 会社設立時の登録免許税の軽減（法務局）

- （１） 市内で株式会社又は合同会社を設立する際の登録免許税が半分に軽減されます。
（設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要あり）

資本金の 0. 7 % → **0. 3 5 %に軽減**
（株式会社の最低税額 1 5 万円は **7. 5 万円に軽減**、
合同会社の最低税額 6 万円は **3 万円に軽減**）

（２） 対象者の要件

創業を行おうとする者 又は 創業後 5 年未満の個人で、市内で株式会社又は合同会社を設立予定の方。

（既に会社を設立した方が組織変更を行う場合は対象外）

2 「創業関連保証」の特例（香川県信用保証協会）

- （１） 無担保、第三者保証人なしの「創業関連保証」が事業開始 6 か月前から利用可能。
（手続を行う際に、信用保証協会 又は 金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要あり）
- （２） 他の市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例の利用が可能。

3 「新規開業・スタートアップ支援資金」の貸付利率の引き下げ（日本政策金融公庫）

- （１） 新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げ対象として、同資金の利用が可能。（別途、審査を受ける必要あり）
- （２） 市内で創業する場合に利用が可能。

4 co-ba takamatsu（コワーキングスペース）の入会金の免除（株穴吹興産）

- （１） 月額会員については、**入会金5,000円／人（税抜き）を免除**します。
- （２） 他の市町村で創業する場合であっても、利用が可能。
- （３） 特定創業支援等事業による支援の終了から入会の申し込みが 3 年未満の者に限る。

※これらの優遇措置以外にも、国や県が実施する助成・補助制度において、特定創業支援等事業を受けていることが要件となる場合や、審査における加点要素となる場合があります。